

(案)

平成29年2月13日  
地域包括ケア推進課

## 関東信越地域包括ケア関係セミナー等相互参加システム実施方針

## 1. 目的

関東信越厚生局管内の都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県をいう。）が市区町村等を対象に実施する地域包括ケアシステムに係る各種セミナー及び研修等（以下「セミナー等」という。）の取組について、管内都県の情報共有を推進するとともに、管内の他の都県がオブザーバーとして参加できる仕組みを構築し、管内都県の相互理解と協力関係を推進することにより、もって、地域包括ケアシステムの構築支援に資するものとする。

## 2. システム参加都県

管内の全都県

## 3. システム実施日

平成29年4月3日（月）から実施

## 4. システム運用

別添1 関東信越地域包括ケア関係セミナー等相互参加システム運用要領（案）のとおり

関東信越地域包括ケア関係セミナー等相互参加システム運用要領（案）

1 目的

関東信越厚生局管内の都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県をいう。）が市区町村等を対象に実施する地域包括ケアシステムに係る各種セミナー及び研修等（以下「セミナー等」という。）の取組について、管内都県の情報共有を推進するとともに、管内の他の都県がオブザーバーとして参加できる仕組みを構築し、管内都県の相互理解と協力関係を推進することにより、もって、地域包括ケアシステムの構築支援に資するものとする。

2 対象とするセミナー等の範囲

地域支援事業（在宅医療・介護連携等を含む。）、認知症施策、その他の地域包括ケアシステムの構築に資するセミナー等で、原則として管内都県が主催・共催・後援等を行うもののうち、相互参加が可能と判断したセミナー等（以下「対象セミナー等」という。）とする。

ただし、共催・後援等、別の実施団体が行う場合は、都県の負担とならないようその都度主催者側と協議すること。

3 参加対象者

原則として管内都県の職員に限る。

4 手続きの流れ

(1) 対象セミナー等を実施する都県に関するもの

① 対象セミナー等の開催情報登録時期

対象セミナー等の開催情報登録時期は、対象セミナー等の具体的な日時や内容を決定し、当該対象セミナー等の対象者に実施通知を発出した際等とし、都

県は、関東信越厚生局に次の事項を電子メールで連絡（以下この時点での連絡を「登録」という。）する。

ア 当該対象セミナー等の実施日時、内容、場所、締切日、申込様式（申込可能人数を含む）、申込先（電子メールアドレス等）

イ その他

② オブザーバーとしての参加申込の受付処理

下記（３）の方式により、他都県からのオブザーバー参加の申込を受けた都県は、オブザーバーとして参加を希望する者について受付処理を行う。

また、オブザーバーとしての参加希望者が多数あったため、人数を制限せざるを得ない場合については、対象セミナー等を実施する都県が人数の調整を行い、その結果を申込した都県に連絡する。

併せて、受付処理を行った人数について、関東信越厚生局へ報告する。

（２）関東信越厚生局に関するもの

関東信越厚生局は、上記（１）①により、当該対象セミナー等の開催情報の登録を受けたときは、内容を確認の上、（別紙）を添付し、遅滞なく管内10都県に電子メールを転送する。

（３）オブザーバーとして参加を希望する都県に関するもの

オブザーバーとして参加を希望する都県は、関東信越厚生局より転送された情報に基づき、実施する都県に直接オブザーバー参加の申込を行う。

